



広
報

おおくわ

2020.

No. 549

●再生可能エネルギー発電設備を考える… 2～3 P



再生可能エネルギー

発電設備を考える

自然界に存在するエネルギーを利用して発電した電気を電力会社がい取ることを国が約束する「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が平成24年に始まったことをきっかけに、全国で自然エネルギーで発電する施設整備が急増しています。

化石エネルギーのように環境への影響が大きくなる多くのメリットがある再生可能エネルギー発電設備ですが、一方では設置の過程でトラブルが発生し訴訟に至る事例が全国で多発しています。

村では、再生可能エネルギー発電設備の設置が自然環境や景観などに配慮した事業となるよう、平成28年に「大桑村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」(以下、条例)を制定しました。今年度、村はこれらの方針を明確に示す形でこの条例を改正しました。

今回は、条例の改正点や改正により示した村の方針について紹介します。

再生可能エネルギー

国は、固定価格買取制度を設け、地球環境への影響の少ない再生可能エネルギーの利用を進めています。再生可能エネルギーは、石油や石炭、天然ガスといった有限で産地が限られてしまう化石エネルギーとは違い、地球資源の一部である太陽光や風力、地熱といった自然界に存在するエネルギーです。これらはどこにでもあり枯渇することがありません。また、これを利用しての発電は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しないという大きな特徴があります。

村でも国の補助制度を利用して、新庁舎に地中熱を利用した冷暖房設備を導入する予定です。

条例制定の背景

再生可能エネルギーは多くのメリットを持つ反面、運用次第では大きなデメリットも生まれまます。発電設備の設置等で無秩序な開発が行われると、自然環境が損なわれたり、傾斜地の切り崩しにより災害発生の危険が高まるなど様々な問題を引き起こす恐れがあります。そこで村は、一定規模以

上の再生可能エネルギー発電設備について、村内の自然環境や景観に配慮したものを設置するため、地域住民と十分協議をすることなどを定めた条例を制定しました。

条例の概要・改正の経緯

平成28年度に制定した条例は、設備の設置を計画する事業者に対して、村への協議と周辺地区の住民への説明会の開催、事業計画の提出を定めていました。村は事業者からの計画に対して審査を行い、必要に応じて指導や助言、勧告を行うこととしています。また、発電設備を設置することで、防災面や自然環境面で悪影響を及ぼす恐れのある区域を抑制区域として指定し、抑制区域内では事業を行わないように事業者に協力を求めています。

しかし、条例は村の自然環境等と再生可能エネルギー発電設備事業を調和することに重点を置いたものとして制定されていました。このため事業者の責務、村民の意見、事業計画の届出、抑制区域、住民への説明などで村の方針を明確にすることから条例改正をすることとしました。

条例改正

今回の条例改正では①届出および同意②事業者の責務③抑制区域の指定をポイントとしてあります。

① 届出および同意

旧条例では、事業者は事業内容等を村へ届け出て協議することになっていましたが、改正後は事業内容等届け出て村長の同意を得ることが必要となりました。これにより、事業が抑制区域内に計画された時には、村長は同意しないことを明確にしました。

また、事業区域の全部または一部が、村が指定した抑制区域に該当する場合は同意しないことを明記しています。

② 事業者の責務

旧条例では、事業者の責務として「事業区域の周辺住民との良好な関係を保つ」ことを求めています。改正後は「村民の意見を聴き、その意見を尊重する」と改正しています。自然環境や美しい景観は村民全体の財産であるため、事業区域の周辺住民だけでなく村民全体の意見を尊重するよう求めることとしました。

また、事業者の責務として「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を遵守することも新たに追加しました。このガイドラインは、環境省が3月に公表したもので、太陽光発電設備の設置により深刻な環境問題や住民トラブルが全国で発生していることから策定されたものです。景観、土地の安定性、工事による騒音・振動、濁水など、トラブルになり得るポイントに配慮し事業実施するように促されています。村が条例に定める事項に加え、ガイドラインを遵守することにより、自然環境や生活環境などに影響の少ない事業となることが期待されます。

③ 抑制区域の指定

抑制区域は、「事業を行わないように求める区域」としていましたが、改正後は同意の条件となることから「事業を抑制する区域」としました。抑制区域に指定する条件として「地域住民が安全安心して暮らせる環境が保たれていること」を追加しました。

抑制区域

- 自然災害の発生が危惧される区域（土砂災害警戒区

- 急傾斜地崩壊危険区域の他に土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、傾斜度が30度以上の土地など
- 特色ある景観が広く親しまれている区域（中央アルプスを望む範囲など）
- 保全すべき景観が保たれている区域（阿寺溪谷や伊奈川溪谷など）
- 地域住民が安全で安心して暮らせる環境が保たれている区域（自然災害や景観以外の事由で地域住民に不利益が生じる可能性のある土地）
- その他村長が指定する区域



▲ 村内太陽光発電設備

おわりに

改正した条例は、再生可能エネルギー発電設備設置で、自然環境や生活環境などと調和がとれていない事業に対して地域や住民と十分協議をして事業を進めるものです。建築物の屋根や屋上に設置する設備は条例の対象外なので、一般住宅では取り入れることができます。

今回は、抑制区域内での事業計画には村は同意しないことを定めています。抑制区域外の事業計画では村民の意見を聴くことを事業者に課しています。再生可能エネルギー発電設備を設置することの利点と村の自然環境や景観について改めて考え直す時期に来ていると思います。

新型コロナウイルス関連情報

① 新型コロナウイルス感染症傷病手当金支給制度

新型コロナウイルス感染症に感染した大桑村国民健康保険加入者へ傷病手当金を支給します。

支給対象者

給与等の支払いを受けている国民健康保険加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、働けなくなった人。

支給期間

令和2年1月1日から
令和2年9月30日

手当金額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×日数
※日数は、働けなくなった日から



起算して、3日を経過した日から1年6か月を超えない範囲とします。

後期高齢者医療にも同様の傷病手当金がありますので、該当する人は役場へご相談ください。

② 新型コロナウイルス感染症対策経済支援給付金

新型コロナウイルス感染症対策経済支援給付金の申請期限は7月31日です。給付対象となる人は期限内に申請してください。

対象者

〈事業者〉 小規模企業者および個人事業者を含む小企業者
〈被雇用者〉 雇用されており、月額基本給など（休業手当を含み、その他の手当では含まない）をもらっている人

給付条件

〈事業者〉 令和2年3月～5月のうち各月または2か月もしくは

3か月の合算額が、前年同期間の売上額と比べて20万円以上減少していること

〈被雇用者〉 令和2年3月～5月のうち1か月分の収入額が、令和2年1月分と比べて4割以上減少していること

給付額

〈事業者〉 30万円を上限として減少額の1/2
〈被雇用者〉 10万円を上限として減少額を給付

③ コロナに負けるな！大桑村元気回復商品券

村では、新型コロナウイルス感染症拡大により疲弊した地域経済を元気づけるため、「コロナに負けるな！大桑村元気回復商品券」を配付します。

配付対象者

令和2年7月1日（基準日）に大桑村の住民基本台帳に登録されている人。

配付内容・方法

配付対象者一人につき2万円分（1000円×10枚と500円×20枚）の商品券を配付します。妊婦で基準日までに母子手帳の交付を受けており、基準日以降に出産予定の人には一人分を加算します。なお、500円×10枚の商品券は飲食店限定券となります。配付対象者からの申請は不要とし、特別な場合を除き、対象者が属する世帯の世帯主へ一括して送付します。

④ 公共料金等支払い猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に水道料金、下水道使用料、村営住宅家賃の支払いが困難な場合は、支払猶予など個別に相談に応じます。

配付・使用期間

商品券の使用期間は令和2年8月1日から令和3年1月31日までです。商品券は使用開始日までに配付する予定です。

取扱店

村内事業所が対象です。商品券と併せて取扱店舗の一覧を送付します。

その他

配付対象者が商品券を受け取った後は、商品券の再発行はしません。

▼ 問い合わせ先

- 1 に関する事
住民課住民係
- 2 に関する事
産業振興課商工観光係
- 4 に関する事
〈水道・下水道〉
建設水道課上下水道係
〈村営住宅〉
住民課生活環境係

TEL * 55・3080

固定資産評価審査委員会

6月定例議会で高樋隆^{たかまろ}円さん（須原上町下）が固定資産評価審査委員に再任されました。

固定資産評価審査委員会は固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に関する不服を審査・決定するために設置される市町村長から独立した機関です。納税者の申し出に対し、中立な立場で審

査を行います。

高樋さんの任期は令和2年6月22日から令和5年6月21日までです。



高樋 隆円さん
(須原上町下)

認知症高齢者等の個人賠償責任補償保険事業

村では、認知症の人やその家族が安心して暮らせるよう個人賠償責任補償保険に加入しています。この保険は、認知症の人が日常生活で偶然起こしてしまった事故により法律上の賠償責任を負った場合、保険金の支払いを受けられる制度です。（保険金上限5億円）村が保険の契約者となるため、保険料は全額村が負担します。

被保険者

村に住所を有し、大桑村認知症安心サポートネットワークに登録している40歳以上の人（施設入所

者は対象外）

※大桑村認知症安心サポートネットワークに加入するには、村へ申請が必要です。

保障となる例

- 他人にケガをさせてしまった場合
- 他人の物を壊してしまった場合
- 線路へ立ち入り、電車等を運行不能にってしまった場合

問い合わせ先

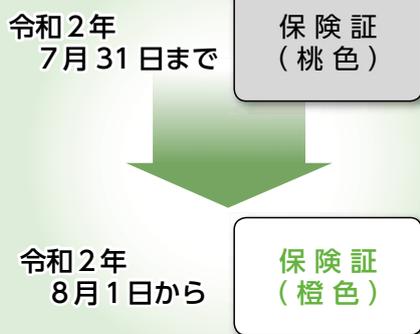
大桑村地域包括支援センター
Tel * 55・3080

保険証が変わります

後期高齢者医療制度と国民健康保険の保険証が変わります。古い保険証は8月1日から使用ができなくなるのでご注意ください。有効期限が過ぎた保険証は、破棄するか役場へ返却してください。

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度の新しい保険証は7月下旬に郵送でお届けします。保険証とともに限度額適用・標準負担額減額認定証（青色）も同封して送付します。



国民健康保険

国民健康保険の新しい保険証は7月下旬に郵送でお届けします。また、今回からは、70歳以上75歳未満の人へ配布している高齢受給者証と一本化され、国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証となります。



いずれの保険証も7月下旬に郵送します。また、新しい保険証の有効期限は令和3年7月31日です。

問い合わせ先

住民課住民係
Tel * 55・3080
長野県後期高齢者医療広域連合
Tel 026・229・5320

三 歯科検診を受けましょう

対象医療機関

長野県歯科医師会所属の歯科医院

長野県後期高齢者医療広域連合では、高齢者の健康づくり事業の一環として歯科検診を行います。対象者は無料で受けることができます。6月下旬に対象者へ案内通知と受診券を送付しておりますのでご確認ください。

検診期間

令和2年7月1日～
令和2年12月30日

その他

口腔内の健康は、笑顔への第一歩です。固いものが食べにくい、入れ歯が合わない、特に自覚症状はないが、口腔内の状態を確認したい人は、この機会に受診してください。

対象者

対象者は次のいずれかに該当する人です。

- ①令和元年度に75歳になった人。
(昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれの被保険者)
- ②令和元年度76～79歳の人(昭和15年4月1日～昭和19年3月31日生まれの被保険者)で、令和2年1月～3月に生活習慣病に係る受診をした経歴があり、令和元年度に歯科医療の受診がなかった人。

▼問い合わせ先

長野県後期高齢者医療広域連合
業務課 給付係

Tel 026・229・5320

三 リサイクルステーションのルールを再確認

村内のリサイクルステーションで、収集の対象でない物が持ち込まれている事例が発生しています。特に、発泡スチロールの収集箱にプラスチック容器やパック類が出されている事例が多く見られます。プラスチック容器やパック類は指定袋に入れて、ごみ・リサイクルカレンダアの指定日に近くのごみ収集場所へ出してください。



誤ってリサイクルステーションに持ち込まれていた例

- ・卵のケース
- ・プラスチック製の弁当容器
- ・衣類の包装袋など

正しくは…



- 汚れがなく、プラマークのある物は「プラスチック製容器包装袋指定袋」(黄色文字の袋)へ
- 汚れや臭いが落ちない物やプラマークがない物は「燃えるごみ指定袋」(赤文字の袋)へ

▼問い合わせ先

住民課生活環境係

Tel *55・3080

三地区防災マップ作成希望地区募集

地区防災マップは、その地区に住する住民が主体となって、その地域の実状を確認し、過去に災害が発生した場所や降雨時に確認されている危険な場所等を書き込んだ地図です。

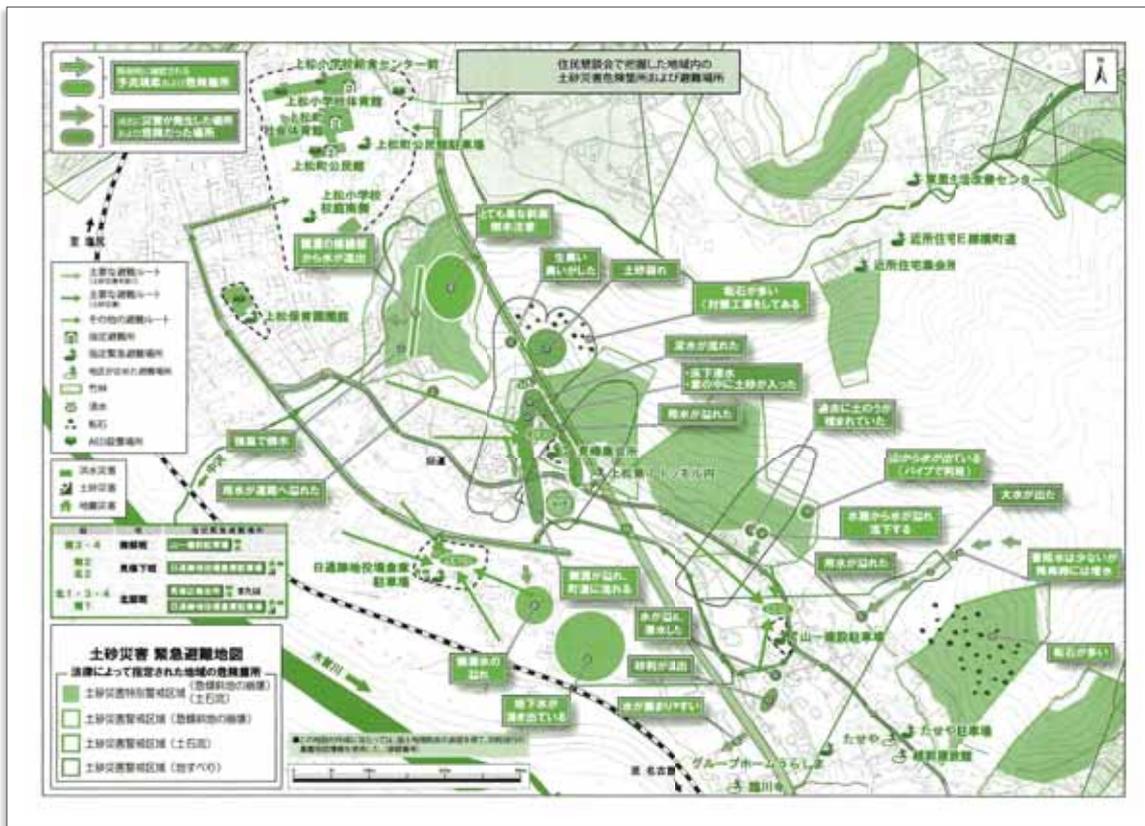
近年、局地的な大雨や土砂災害による被害が多発しており、住民の防災に対する意識も高まっています。そのような中、村では地区防災マップの作成を希望する地区へ支援を行います。この事業は県や村、地区が共同で実施するものです。地域の皆さんが参加して作成した地区オリジナルの防災マップは地区にとって重要なものになります。詳細は役場へお問い合わせください。

- 募集地区数 1地区
 - 募集期限 7月31日
- ※地区代表者、駐在員等から申し込んでください。

▼問い合わせ・申し込み先
総務課危機管理係

TEL * 55・3080
FAX 55・4134

完成図イメージ



少年補導功勞 栄誉金章受章

勝野清子さん（茶屋町）が少年補導功勞者表彰で栄誉金章を受章しました。

少年補導功勞栄誉金章は、少年の非行防止や健全育成に尽力した功勞者に贈られるものです。勝野さんは、長年にわたり保護司や心の教室相談員などを務めたほか、非行少年の立ち直り支援活動を行っています。非行少年に対しては村内寺院での座禅や写経により立ち直りの機会を設けました。これらの活動が評価され今日の受章となりました。

勝野さんは、少年の非行防止には「家族と触れ合う時間を大切にすること」が重要と話していました。



後期高齢者医療 保険料の軽減

制度加入者のうち、低所得者や制度加入直前に被用者保険の被扶養者であった人は、保険料の軽減措置があります。

①低所得者の均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額	軽減後の均等割額
33万円以下（平成元年度までは、8.5割軽減該当）	7.75割軽減 (9,204円/年)
世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他各種所得なし)の場合（平成元年度は、8割軽減該当）	7割軽減 (12,272円/年)
33万円 + (28.5万円×世帯の被保険者数) 以下の場合	5割軽減 (20,453円/年)
33万円 + (52万円×世帯の被保険者数) 以下の場合	2割軽減 (32,725円/年)

(今年度均等割額…40,907円)

②元被扶養者への均等割額の軽減

資格取得直前に被用者保険の被扶養者であった人への均等割額の軽減特例は、「資格取得後2年間に限り5割軽減」となります。なお、所得割額は引き続きかかりません。

※低所得者の均等割額の軽減（7.75割・7割軽減）に該当する場合は、その軽減割合が適用されます。

問い合わせ先 住民課住民係

長野県後期高齢者広域連合

TEL ** 5 5 - 3 0 8 0

TEL 0 2 6 - 2 2 9 - 5 3 2 0



▲ 感謝状贈呈式の様子

6月16日に木曾税務署長から村長へ感謝状が贈呈されました。今までは申告用紙で作成していましたが、今年からデータのまま税務署へ提出するデータ引継を積極的に実践し、行政の効率化を図ったことに対して感謝状が贈られました。

データ引継は、村職員や税務署職員の事務の効率化が図られ、また、確定申告によって生じた還付金をこれまでより早く受け取れるといったメリットがあります。

**税務署長
感謝状**

**保健センター
だより**

保健センター
TEL ** 55-4003 (直通)
mail.cent@vill.ookuwa.nagano.jp

福祉係 千村 希美子

夏にも気をつけたい 脳梗塞



令和2年も折り返し点を過ぎました。気象庁の長期予報では今夏も暑くなることが予測されます。新型コロナウイルスの流行によりマスクを着用する機会が増え、熱中症になるリスクが高まるので例年以上に注意が必要です。しかし、夏に注意しなければならぬのは熱中症だけではなく、今回は熱中症と似た症状が現れやすい脳梗塞について紹介します。

夏に注意が必要な理由

脳の血管に関連する病気は冬に多いイメージがあるかと思いますが、夏は多量の汗をかき体の水分が不足しがちです。水分が不足すると血液が濃くなりドロドロの状態になります。煮物を煮込み過ぎで水分が蒸発してトロトロになる状態をイメージしてください。心臓から出てすぐの血管は500円玉程の太さがありますが、先に行くにしたがってシャープペンの芯や髪の毛の太さ程にまで細くなります。水分不足でドロドロの血液が細い血管を通る際に詰まりやすくなることから、夏にも脳梗塞に注意しなければなりません。

熱中症と似ている症状

軽度の脳梗塞は、体に力が入らずふらふらしたり、めまいがあるなど熱中症と見分けがつかないことが多く、見逃されてしまうこともあります。そこでポイントとなるのは麻痺です。特に片側だけに麻痺の症状が現れるのは脳梗塞特有と言えます。次の方法でチェックしましょう。



【FASTチェック】

	声かけの例	確認のポイント
「F」 = 「Face (顔)」	にっこり笑って	表情が非対称になっていませんか。顔の半分がゆがんだり、口が下がっていませんか。
「A」 = 「Arm (腕)」	手のひらを上に して、両腕を前 に伸ばして	両腕上げることができましたか。片方の腕だけ徐々に下がってきていませんか。
「S」 = 「Speech (言葉)」	今日もいい天気 と言って	言葉はすぐに出てきましたか。はっきりとした言葉で話せていますか。

ひとつでも当てはまるものがあれば

「T」 = 「Time (時間)」 症状が出始めた時間を記録して、すぐに救急車を呼びましょう。

時間との勝負

熱中症かなと思いきや様子を見てみると症状が悪化してしまうことがあります。脳細胞は「酸素と糖」をエネルギーとしており、それを常に血液で供給しています。脳梗塞を発症し、その供給が止まってしまうと脳細胞は死滅してしまいます。一度死滅した細胞は再生しないため、症状を軽度抑えるために早い段階で適切な治療を受けることが大切です。

日頃の「コミュニケーションも 気づきの機会」

一人暮らしなどの場合、自分も周囲も体調の異変に気づきにくい場合もあります。普段との様子の違いを気にかけてくれる人が近所にいたらどれだけ心強いでしょうか。「遠くの親戚より近くの他人」と言われるように、日頃からの付き合いやそれまで築いてきた関係性がいざと言う時に大きな支えとなって発揮されるのではないかと思います。近くにいる人に感謝を伝え、お互いがお互いにとつての頼りになる存在となれたらと思います。

終わりに

脳梗塞の予防には熱中症と同様にこまめな水分補給により脱水症状を起こさないようにすることが重要です。また高血圧や糖尿病、脂質異常症等血管を傷つけやすい疾患の予防や治療も欠かせません。感染症予防と同様に、普段の健康管理が大きな病気を予防する一助となります。生活様式を変えることが求められている今、これまで生活を見直す機会にもしてみたいかがでしょうか。

令和3年度
採用職員募集

問申 総務課総務係

TEL*55・3080

村では令和3年度に採用する職員を募集します。

採用職種・予定人員

- ・ 一般行政職
- （上級または初級）若干名
- ・ 図書館司書（中級）若干名

受験資格

各職種とも
昭和60年4月2日以降に

生まれた人

試験日

一次試験 9月20日(日)

二次試験 10月下旬予定

試験場所

大桑村中央公民館

申込期限

8月7日(金)必着

申込書類

- ・ 受験申込書
- ・ 自筆の履歴書（市販のもの。A3またはA4サイズ）
- ・ 写真（最近6か月以内に撮影されたものを履歴書に貼付）

- ・ 最終学校の卒業証明書または卒業見込証明書
- ・ 最終学校の成績証明書
- ・ 司書資格証明書または取得見込証明書（司書受験者のみ）

申込方法

持参の場合は土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに総務課窓口へ提出してください。郵送の場合は配達記録など確実な方法で郵送してください。

※受験案内、申込書は総務課窓口または村ホームページに掲載しています。

図書館長募集

問申 教育委員会生涯学習係

TEL*55・1020

村では令和4年度に開館予定の図書館長を募集します。

採用職種・予定人員

- ・ 図書館長 1名
- （会計年度任用職員・教育専門職）

応募資格

- 次のすべてに該当する人
- ・ 令和3年4月1日時点で65歳以下の人
- ・ 図書館運営に積極的に取り組む意欲や熱意のある人
- ・ 司書資格を有する人（令和3年3月末日までに取得見込みの人）
- ・ 任用後大桑村に居住できる人

地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない人

申込期限

7月22日(水)必着

提出書類

- ・ 受験申込書
- ・ 資格を証明する書類の写し
- ・ 小論文

申込方法

持参の場合は土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに教育委員会窓口へ提出してください。

郵送の場合は配達記録なし。

※詳しくは問い合わせください。

令和2年7月14日(火)

8月14日(金)

抽選会

令和2年8月21日(金)

この宝くじの収益金は市町村のまちづくりに活用されますので、長野県内の宝くじ売り場で購入をお願いします。

青少年の
非行・被害防止月間

問申 教育委員会子ども教育係

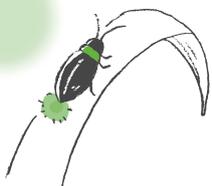
TEL*55・1020

7月は青少年の非行・被害防止全国強調月間です。

青少年を取り巻く社会環境の変化を踏まえつつ、家庭、地域、学校、関係機関が協力して青少年健全育成のための活動を実施していきます。

重点課題

- SNS利用に係る子どもの性被害等の防止
- 重点課題
- ・ 有害環境への適切な対応
- ・ 薬物乱用対策の推進
- ・ 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
- ・ 再非行（犯罪）の防止
- ・ いじめ、暴力行為等の問題行動への対応



8月の行事予定

1 土
2 日
3 月
4 火 健康教室10:00~ (野尻地区館)
5 水
6 木 らくらく筋トレ教室10:00~ (野尻地区館)
7 金
8 土
9 日
10 月
11 火 健康教室10:00~ (野尻地区館)
12 水 ゴールデンシューの日16:00~ (保健センター前)
13 木
14 金
15 土
16 日
17 月
18 火 二保期始め (保育園) 健康教室10:00~ (野尻地区館)
19 水 特定健康診査 8:30~ (保健センター)
20 木 特定健康診査 8:30~ (須原地区館) もの忘れ相談 9:00~ (中央公民館) らくらく筋トレ教室10:00~ (野尻地区館) なんでも相談13:00~ (中央公民館) 夜間18:00~ (須原地区館)
21 金 特定健康診査 8:30~ (野尻地区館)
22 土
23 日
24 月
25 火 健康教室10:00~ (野尻地区館)
26 水
27 木 らくらく筋トレ教室10:00~ (野尻地区館)
28 金
29 土 災害に備える住民支えあい実践講座 (門前下)
30 日 災害に備える住民支えあい実践講座 (門前上)
31 月

※新型コロナウイルスの状況により中止になる可能性があります。

8月まなびましよう

マスコット: マナビデザイン: 石ノ森章太郎
生涯学習に関する問い合わせ 大桑村公民館 TEL ** 55-1020

教室	会場	時間	開催日
英 会 話	①	14:00	5、19、26
英 会 話	②	19:30	5、19、26
手 話	①	19:00	6
日 本 語	⑦	10:00	なし
押 し 花	②	10:00	19
パッチワーク	①	9:30	12、26
レザークラフト	①	9:30	4、18
陶 芸	④	10:00	28、26
Wakuラク♪手作り倶楽部	②	10:30	なし
コール・マルベリー	②	19:30	6、20、27
ヒノキ三味線	①	19:00	18
詩吟大桑	⑥	13:00	4、11、25
大正琴糸瀬会	③	13:00	11、25
リフレッシュヨーガ	①	19:00	5、19、26
ヨ ガ	②	14:00	8、22
あゆみ整体	①	19:00	17、31
フラダンス〈昼〉	⑤	13:30	3、17、24
フラダンス〈夜〉	③	19:30	4、11、18
大桑ダンシングフレンズ	⑤	14:00	1、15、29
日本舞踊はなやぎ会	⑤	14:00	8、22
池坊仙堂会	③	13:00	4、18
笑 い ヨ ガ	②	13:30	26

会 場 ①中央公民館、②野尻地区館、③須原地区館、④殿分館、⑤村民体育館、⑥橋場分館、⑦その他

※各教室とも随時参加者を募集しています



6月8日 保育園 交通安全教室



6月16日 小学校 クラブ活動



6月18日 小学校 3年生野外学習



6月30日 保育園 誕生日会

村の人口

1,554世帯 (前月比+1世帯)	男(人)	女(人)	計(人)
出生	2	0	2
死亡	1	2	3
転入	3	1	4
転出	5	1	6
総人口 (前月比)	1,749 (-1)	1,841 (-2)	3,590 (-3)

(7月1日現在・住民基本台帳登録人数)

8月の緊急当番医

日	緊急医名	電話番号
2日(日)	古根医院 (大桑村)	55-1188
9日(日)	田沢医院 (木曽町開田)	44-2008
10日(月)	大脇医院 (上松町)	52-2023
16日(日)	木曾ひよし診療所(木曽町日義)	26-2001
23日(日)	奥原医院 (木祖村)	36-2264
30日(日)	王滝村診療所 (王滝村)	48-2731

木曾病院 (木曽町福島) TEL 0264-22-2703
 坂下診療所 (中津川市坂下) TEL 0573-75-3118
 中津川市民病院 (中津川市) TEL 0573-66-1251

表紙によせて
 6月5日に保育園で端午の節句を祝いました。
 端午の節句は、奈良時代から続く行事で病気や厄災を避けるために行われます。風習に習い、厄除けの効果がある菖蒲を頭に巻き、菖蒲と薬草のヨモギを入れたお風呂に見たてたタライのお湯に浸かりました。
 また菖蒲は、勝負とかけて、身に付けることで子どものたくましい成長を願うという意味もあります。子どもたちが流行病などに負けず、たくましく成長してくれることを願います。

